

令和2年第6回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月25日（木）
午後1時30分から午後3時30分
2. 開催場所 西海公民館 2階講堂
3. 委員定数 条例定数19人 現委員18人
4. 出席委員（17人）

会 長	1 番	岩崎 信一郎						
委 員	3 番	白石 幸憲	4 番	山崎 友好	5 番	松崎 常俊		
	6 番	志田 邦彦	7 番	岸本 六郎	8 番	知念 近海		
	10 番	大串 康明	11 番	岡 修治	12 番	松尾 均		
	13 番	福田 務	14 番	田中 初治	15 番	朝長 久夫		
	16 番	辻尾 政幸	17 番	山下 裕史	18 番	水嶋 政明		
	19 番	三枝 政人						
5. 欠席委員（1人）

	2 番	太田 尚臣
--	-----	-------
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第27号 西海農業振興地域整備計画の変更について
議案第28号 農用地利用集積計画の決定について
議案第29号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について
議案第30号 非農地通知の対象とすることの決定について
 - 報告事項 転用許可不要案件届出について
農地の転用事実に関する照会について
7. 事務局 事務局長：谷口雄二 局長補佐：神浦真吾 主任主事：本田美春
8. 会議の概要

事務局 只今から令和2年西海市農業委員会第6回総会を開会いたします。出席委員は在任委員18名中17名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 今回の議事録署名委員は、6番：志田委員、7番：岸本委員にお願いいたします。

議 長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

それでは、議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第26号農地法第5条の規定による許可申請について「1番」を説明いたします。

資料は2頁になります。物件の所在は、大瀬戸町多以良外郷字平倉の畑、計1筆456㎡の申請となっています。土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。使用目的・移転の事由は議案書記載のとおりで「住宅」と「現在の自宅借家が手狭であるため、夫の出身地である申請地に自宅を新築したい」となっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。木造かわら葺き平家建ての住宅建築を予定しています。

添付資料は、3頁から11頁までで、3頁に位置図、4頁に付近状況図、5頁に現況写真、6頁に字図、7頁に航空写真を添付しています。8頁に被害防除計画書、9頁に土地利用計画図、10頁に平面図、11頁に立面図を添付しています。8頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う最高0.5m、最低0m、切土を行う最高0.5m、最低0m。被害防除措置として土留め工事をする。被害防除措置の内容または被害の発生の恐れがない理由として、最低限の整地のみ行い、現状のレベルで使用します。必要に応じて土留め工事をします。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、周辺の日照、通風に影響が出ないよう平家建てとします。排水計画ですが、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽処理となっています。工期は許可日から8ヶ月間を予定しています。申請地は通路や宅地や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

15番 この方は、以前も多良外郷平倉の違った場所で5条の申請をしていたわけですが、変更ということでこの地に家を建てたいということで、今回の申請に至っています。近くには民家があり、静かなところですか。大変いいことだと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただ今議案第26号の1番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番については、許可相当といたします。

議 長 次に議案第27号「西海農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、12頁になります。議案第27号西海農業振興地域整備計画の変更にかかる意見聴取について、西海農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により意見を求められたので意見を求めます。今回は8件・10筆の申請となっています。内訳は除外分で8件10筆の内訳を13頁に記載しています。14頁に各申請地の位置図を掲載しています。

1番について説明します。資料は15頁からです。物件の所在は西彼町小迎郷字藤ノ川の畑・2筆、計3,426㎡の一部1,884㎡で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、医療機関の建設で、変更の事由は、議案書記載のとおりです。農地法適用条項は5条を見込んでいます。添付資料は、16頁から24頁までで、16頁に付近状況図、17頁に現況写真、18頁に字図、19頁に航空写真、20頁に被害防除計画書、21頁に土地利用計画および排水計画図、22頁に上下水道管配管布設計画図、23頁に配置図、24頁に平面図を添付しております。本日、立面図を追加配布しています。平屋建ての

医療機関の建設を予定しています。20 頁にもどり申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う最高 1.0m、最低 0 m、切土を行う最高 2.5 m、最低 0.5m、日が防除措置として擁壁を設ける。法面保護をする。被害防除措置の内容または被害発生の恐れがない理由として擁壁を設ける。法面保護をすることで、土砂流出等の対策をおこなうことから被害の発生の恐れがない近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として隣接農地への通路を確保する。被害の恐れのない理由として、1. 隣接農地へ通路を設ける。2. 市道に面した場所はブロック積擁壁で保護されている。里道に面した場所は、槇の木等で防風林を形成している、建設物の高さ平家建てとするため、特段被害発生の恐れがない。排水計画ですが、雨水排水は水路放流。汚水・生活雑排は下水道処理となっています。農地区分については、申請地は市道や宅地や雑種地や畑（荒廃農地を含む）に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

1 7 番 1 番について、土地所有者は県 [REDACTED] の職員で、小迎郷の出身の方です。以前からこの話は聞いていました。ここは農振に入っていることから、除外の手続きが必要で今回の申請に至ったと聞いています。先日、地区担当の推進委員 2 人と現地の確認をしまして、特に問題ないだろうと判断しました。よろしくお願いします。

議 長 ただ今議案第 27 号の 1 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 27 号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の 1 番については、原案どおりで「異議なし」といたします。

議 長 次に 2 番について説明をお願いします。

事務局 2 番について、資料は 25 頁からです。物件の所在は、西海町丹納郷

字上風早の畑1筆、2,989㎡の一部499㎡で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、住宅建築で変更の事由は議案書記載の通りです。農地法適用条項は5条を見込んでいます。添付資料は、25頁から33頁まで、26頁に付近状況図、27頁に現況写真、28頁に字図、29頁に航空写真。30頁に被害防除計画書、31頁に土地利用計画図、32頁に平面図、33頁に立面図を添付しております。30頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行なう最高3.0m、最低0.1m、切土を行う最高2.0m、最低0.1m、被害防除措置として擁壁を設ける。法面保護をする。被害防除措置の内容又は被害発生のおそれがない理由として、造成を行う部分には間地ブロック擁壁等の設置を行い、法面が生じた場合には張り芝にて保護を行い、敷地周辺には排水設備を完備して何等被害ないように処理する。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼすおそれを生じさせないための措置として、建物の高さを加減する。高さ4.2m程度、被害防除措置の内容又は被害のない理由として、申請地の周辺には農地は一切ありませんが、建物の高さを低く行い、日照、通風等何等支障がないようにする。被排水計画ですが、雨水排水は溜枡、汚水処理・生活雑排水は合併浄化槽処理となっています。農地区分について、申請地は里道や宅地や畑荒地を含むに囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

4 番 2番について、先日地区担当の推進委員と現地を確認に行きました。本人とは会えませんでした。家族と話をしました。29頁の写真から、今建っている実家は日当たりが悪いので、もう少し日当たりの良いところに家を建てたいそうです。土地所有者は長男で、申請者の次女が佐世保から帰ってきて、親の面倒を見るということです。近くには住宅が一軒ありますが、他には何もありませんので、特に問題ないと思います。審議をお願いします。

議 長 ただ今議案第27号の2番について説明がありました。
 これより質疑に入ります。
 皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
 《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 27 号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の
2 番については、原案どおりで「異議なし」といたします。

議 長 次に 3 番について説明をお願いします。

事務局 3 番について、資料は 34 頁からです。ここで資料の修正をお願いします。
申請地番の修正をお願いします。物件の所在は、大瀬戸町多良内郷字大ノ山の田 1 筆、532 m²有効面積 456 m²を予定で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、住宅建築で変更の事由は議案書記載の通りです。農地法適用条項は 5 条を見込んでいます。添付資料は、35 頁から 42 頁まで、35 頁に付近状況図、36 頁に現況写真、37 頁に字図、38 頁に航空写真。39 頁に被害防除計画書、40 頁に土地利用計画図、41 頁に平面図、42 頁に立面図を添付しております。39 頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置として、土留め工事を行う。被害防除措置の内容又は被害発生の恐れがない理由として、各隣接の土地とは土留めとしてブロックを設置するため土砂流出の被害の恐れはない。また国道敷きとは、ブロック並びに駐車スペースをコンクリート打設を行うため土砂流出の恐れはない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、建物の高さを加減する。高さ 5.58m 程度、被害防除措置の内容又は被害のない理由として、建築建物を平家建にして高さを加減しているため被害の恐れはない。北側から南側に傾斜する屋根を計画。北側に隣接しているのは住宅であり北側が約 5 m、南側が約 4 m の屋根勾配なので農地への日照については影響がありません。排水計画ですが、雨水排水は溜枡、汚水処理・生活雑排水は下水道処理となっています。農地区分について、申請地は国道や宅地や河川に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員をお願いします。

1 5 番 3 番について、私の地区の近くにこの人のおじいさんおばあさんがおられて、そこで主にミカンを作っています。子供と奥さんと実家に住むにはちょっと手狭です。現在、時津に住んでいるのですが、通ってハウスの管理をしているようです。近くに自分の土地があるのですが、ここに書いてあるように、造成するにはお金がかさむということで、結構探し回って今の場所に決定したそうです。30 歳ぐらいで、

若い後継者ということで、頼りにしているところです。今、子供が1人いて2人目ができたということで、大変有望で頑張ってもらえると期待しております。よろしくお願いします。

議 長 　　ただ今議案第27号の3番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。
よって、議案第27号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の3番については、原案どおりで「異議なし」といたします。

議 長 　　次に4番について説明をお願いします。

事務局 　　4番について、資料は43頁からです。物件の所在は、西海町横瀬郷字立石の畑1筆、641㎡で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、農家用住宅の建築で変更の事由は議案書記載の通りです。農地法適用条項は5条を見込んでいます。添付資料は、44頁から50頁まで、44頁に付近状況図、45頁に現況写真、46頁に字図、47頁に航空写真。48頁に被害防除計画書、49頁に土地利用計画図、50頁に平面図・立面図を添付しております。48頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置の内容又は被害発生の恐れがない理由として、雨水等が流出しないよう溜枘を設置し、被害発生を防止する。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、建物の高さを加減する。高さ5.75m程度、被害防除措置の内容又は被害のない理由として、建築建物を平家建にして高さを加減しているため被害の恐れはない。周辺農地とは、段差があり、日照通風等特段被害を及ぼす恐れはない。排水計画ですが、雨水排水は自然流下、汚水処理・生活雑排水は下水道処理となっています。農地区分について、申請地は市道や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

16番 4番について、現在は使っている倉庫はこの写真を見てもわかるように、大変老朽化していて建て替えたいということです。住宅も老朽化していて、同時に建て替えたいということですので、問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ただ今議案第27号の4番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第27号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の4番については、原案どおりで「異議なし」といたします。

議長 次に5番について説明をお願いします。

事務局 5番について、資料は51頁からです。物件の所在は、大瀬戸町瀬戸西濱字石割田の畑・現況、原野1筆、33㎡で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、公衆用道路の建設で変更の事由は議案書記載の通りです。農地法適用条項は非農地通知済みの物件となります。添付資料は、52頁から57頁まで、52頁に付近状況図、53頁に現況写真、54頁に字図、55頁に航空写真。56頁に被害防除計画書、57頁に乗入道路整備計画図を添付しております。56頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う最高1.8m、最低0.5m、切土を行う最高1.8m、最低0.5m、被害防除措置として、法面保護を行う。被害防除措置の内容又は被害発生の恐れがない理由として、路盤が崩壊しないよう法面を30度勾配にて工事をし、隣地への土壌崩落被害防除措置をして、被害発生を防止する。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、周辺農地とは、段差があり、日照通風等特段被害を及ぼす恐れはない。排水計画ですが、雨水排水は自然流下、汚水処理・生活雑排水はなしとなっています。農地区分について、申請地は里道や水路や原野や畑荒廃農地に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

7 番 5 番について、この場所は 1 月に非農地の申請が出た場所で、今回また確認をしてきました。奥の家への通路がなくて、昔の赤道を歩いて、行き来しているような状況です。ここを公衆用道路にということですので、特に問題はないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただ今議案第 27 号の 5 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 27 号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の 5 番については、原案どおりで「異議なし」といたします。

議 長 次に 6 番について説明をお願いします。

事務局 6 番について、資料は 58 頁からです。物件の所在は、大瀬戸町雪浦下釜郷字中ワラビ川の田 2 筆、計 1,055 m²で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、資材置き場の建設で変更の事由は議案書記載の通りです。農地法適用条項は 5 条を見込んでいます。添付資料は、59 頁から 64 頁まで、59 頁に付近状況図、60 頁に現況写真、61 頁に字図、62 頁に航空写真。63 頁に被害防除計画書、64 頁に資材置き場土地利用計画平面図を添付しております。63 頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置として土留め工事をする。被害防除措置の内容又は被害発生のおそれがない理由として、既存法面が崩壊しないよう土留め工事をし、隣地への土壌崩落防止措置をして被害発生を防止する。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、周辺農地とは、段差があり、日照通風等特段被害を及ぼす恐れはない。排水計画ですが、雨水排水は自然流下、汚水処理・生活雑排水はなしとなっています。農地区分について、申請地は市道や宅地や雑種地に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの

説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

3 番 6番について、先日、土地所有者の方と地区担当の推進委員さんと3人で現地確認に行ってきました。最近になってこの土地を転用予定者の2法人から、資材置き場として利用したいので土地を売ってほしいという打診があり、売ることになったそうです。そこで農振から除外するに至ったようです。ここは被害防除計画としては、現状のまま使用するというので、建設機械を入れないということですので、特に問題はないかと思えます。よろしくお願いします。以上です。

議 長 ただ今議案第27号の6番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第27号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の6番については、原案どおりで「異議なし」といたします。

議 長 次に7番について説明をお願いします。

事務局 7番について、資料は65頁からです。物件の所在は、西海町横瀬郷字池ノ久保の畑1筆、793㎡の一部378㎡で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、住宅建築で変更の事由は議案書記載の通りです。農地法適用条項は5条を見込んでいます。添付資料は、66頁から73頁まで、66頁に付近状況図、67頁に現況写真、68頁に字図、69頁に航空写真。70頁に被害防除計画書、31頁に配置図、72頁に平面図、73頁に立面図を添付しております。70頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行なう最高0.5m、最低0m、切土を行う最高0.5m、最低0m、被害防除措置として擁壁を設ける。被害防除措置の内容又は被害発生のおそれがない理由として、最低限の整地のみ行い、大規模な造成は行いません。近隣農地との境界に擁壁を設けます。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、建物の高さ

を加減する。高さ 7.4m 程度、被害防除措置の内容又は被害のない理由として、周辺の日照、通風に影響が出ないように平家建とします。排水計画ですが、雨水排水は水路放流、汚水処理・生活雑排水は合併浄化槽処理となっています。農地区分について、申請地は市道や宅地や畑荒地を含むに囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

16 番 7 番について、現地は三角になっていて、三方を道路に囲まれています。申請者は市内の事業所に勤務をされていて、社宅に住んでおられます。地元に戻ってきて、子育てとかしたいとのことですので、よろしくをお願いします。

議 長 ただ今議案第 27 号の 7 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 27 号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の 7 番については、原案どおりで「異議なし」といたします。

議 長 次に 8 番について説明をお願いします。

事務局 8 番について、資料は 74 頁からです。物件の所在は、大瀬戸町雪浦下郷字前小路の畑 1 筆、計 700 m²で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、駐車場等の建設で変更の事由は議案書記載の通りです。農地法適用条項は 5 条を見込んでいます。添付資料は、75 頁から 80 頁まで、75 頁に付近状況図、76 頁に現況写真、77 頁に字図、78 頁に航空写真。79 頁に被害防除計画書、80 頁に土地利用計画図・平面図を添付しております。79 頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置の内容又は被害発生のおそれがない理由として、現状のまま利用するため、被害発生のおそれがない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響

をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、建物を建築しないため被害発生の恐れがない。排水計画ですが、雨水排水は自然流下、汚水処理・生活雑排水はなしとなっています。農地区分について、申請地は里道や宅地や原野や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

3 番 8番について、先日、申請者の方と地区担当の推進委員さんと3人で、現地確認しました。お寺の下には、宗教用の花木が植えてあり、そこに納骨堂を建てるということで、その花木がなくなってしまうので、代用地として申請地を取得するようにしたそうです。土地を見たところ、あまり荒れていません。保全管理されていて、ちょっと草が生えている程度でもう少し手を加えればすぐ駐車場とか花木園にできるというように思いました。現状のまま使用するというので建物を建てるわけでもなく、特に被害の恐れもないようなので、問題はないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただ今議案第27号の8番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第27号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の8番については、原案どおりで「異議なし」といたします。

議 長 次に議案第28号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局 資料の81頁をお願いします。議案第28号農用地利用集積計画の決定について 農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する。となっています。

82 頁は農用地利用集積計画集計表です。合意解約 2 筆 2,100 m²と使用貸借権・賃借権設定（県公社借入分）5 筆 11,032 m²が計上されています。83 頁は利用集積の合意解約関係の内訳で、経営見直しによる合意解約分の 2 筆 2,100 m²が計上されています。

84 頁は県公社借入分で 3 者から賃貸借する 5 筆 11,032 m²について計上されています。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。農業経営基盤強化促進法第 18 条の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただ今、議案第 28 号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。
よって、議案第 28 号「農用地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議 長 　　次に議案第 29 号「農地中間管理事業利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 　　85 頁をお願いします。議案第 29 号農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定により、意見を求められたので、判断を求める。となっています。資料は 86 頁・87 頁です。先ほど 84 頁にて提案しました県公社の借り入れ分の土地 5 筆に対して、県農業振興公社から「2 者」に対し、賃貸借「6 年」のもの 4 筆、賃貸借「5 年」のもの 1 筆について配分を行うものと、賃貸借「2 年 4 ヶ月」もの 1 筆、賃貸借「2 年 2 ヶ月」もの 1 筆に再配分を行う 2 筆、合計 7 筆の各筆明細となっています。

今回の 7 筆は西彼町下岳郷の担い手の方に 4 筆、佐世保市長畑町の担い手の方に 1 筆の計 5 筆の配分と、西彼町喰場郷の担い手の方に 1 筆、西彼町亀浦郷の担い手に 1 筆の計 2 筆の再配分する内容となっています。再配分につきましては残期間分の配分となっております。

各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。87 頁に利用配分計画の合意解約 3 件 4 筆分の各筆明

細書、88 頁から 91 頁に借り手の経営状況を添付しています。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題は無いものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明をお願いします。

10 番 1 番から 4 番について、借り手の方は 3 人兄弟の三男で、勤めに出ていたのですが、4 年ぐらい前から家で一緒に農業をしておられます。今度担い手としてやっていくのに、田んぼを借りたいということで、頑張っておられます。よろしくお願いします。

14 番 5 番について、借り手の方は、両親と 3 人で肉用牛の繁殖とかいろいろとやっています。現在、田んぼを借りて飼料米を作っているようです。トラクターも、2～3 台持っていて頑張っています。よろしくお願いします。

10 番 6 番について、借り手の方は、今まで 4.5 反田んぼをつくっています。自分が借りている横の田んぼを更に借りたいということで、相談したところは、いいですよとのことで、新たに 2.2 反追加してつくるようになりました。頑張っていますので、よろしくお願いします。

19 番 7 番について、対象地は、以前別の法人が里芋を作っていた土地ですが、失敗して手をつけずに荒れていました。その法人が、もう作れないということで、この借り手の方に相談があったそうです。2 年ちよっとの期間ですけど、自分の畑の隣でもありますので、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 29 号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 29 号「農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について」につきましても、原案どおり配分することで「異議なし」といたします。

議 長

次に議案第 30 号「非農地通知の対象とする事の決定について」の通常分を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは資料の別冊の 2 頁をお願いします。議案第 30 号非農地通知の対象とすることの決定についてを説明します。今回は通常分 9 件・25 筆・25, 230.06 m²と同意書分 4 件・11 筆・9,216 m²、計 13 件、36 筆 34, 446.06 m²について、審議を頂きたいと思えます。

説明に入ります。資料 2 頁・3 頁の通常分について、物件 1 番から 25 番の申請地の所在地については 4 頁の位置図を参照ください。

物件 1 番から 6 番の 6 筆は西海町横瀬郷の物件で、資料は 5 頁から 9 頁です。申請者は西海町横瀬郷にお住まいの方です。5 頁に付近近況図、6 頁・7 頁に対象地の現況写真、8 頁に字図、9 頁に航空写真を添付しています。

物件 7 番の 1 筆は大瀬戸町松島内郷の物件で、資料は 10 頁から 13 頁です。申請者は広島県福山市にお住まいの方で大瀬戸町松島内郷に縁のある方です。10 頁に付近近況図、11 頁に対象地の現況写真、12 頁に字図、13 頁に航空写真を添付しています。

物件 8 番・9 番の 2 筆は西海町横瀬郷・面高郷の物件で、資料は 14 頁から 19 頁です。申請者は西海町木場郷にお住まいの方です。14 頁に付近近況図、15 頁に対象地の現況写真、16 頁・17 頁に字図、18 頁・19 頁に航空写真を添付しています。

物件 10 番から 13 番の 4 筆は西海町横瀬郷の物件で、資料は 20 頁から 23 頁です。申請者は福岡市中央区郷にお住まいの方で、西海町横瀬郷出身の方です。20 頁に付近近況図、21 頁に対象地の現況写真、22 頁に字図、23 頁に航空写真を添付しています。

物件 14 番 1 筆は西海町太田原郷の物件で、資料は 24 頁から 27 頁です。申請者は西海町川内郷にお住まいの方です。24 頁に付近近況図、25 頁に対象地の現況写真、26 頁に字図、27 頁に航空写真を添付しています。

物件 15 番から 20 番の 6 筆は西彼町八木原郷・大串郷の物件で、資料は 28 頁から 35 頁です。申請者は西彼町大串郷にお住まいの方です。28 頁に付近近況図、29 頁・30 頁に対象地の現況写真、31 頁から 33 頁に字図、34 頁・35 頁に航空写真を添付しています。

物件 21 番の 1 筆は西彼町八木原郷の物件で、資料は 36 頁から 39 頁です。申請者は西彼町八木原郷にお住まいの方で、相続物件となります。36 頁に付近近況図、37 頁に対象地の現況写真、38 頁に字図、39 頁に航空写真を添付しています。

物件 22 番から 24 番の 3 筆は西彼町小迎郷の物件で、資料は 40 頁か

ら 47 頁です。申請者は西彼町小迎郷にお住まいの方です。40 頁・41 頁に付近近況図、42 頁・43 頁に対象地の現況写真、44 頁・45 頁に字図、46 頁・47 頁に航空写真を添付しています。

物件 25 番の 1 筆は西海町七釜郷の物件で、資料は 48 頁から 51 頁です。申請者は西海町七釜郷にお住まいの方で、相続物件です。48 頁に付近近況図、49 頁に対象地の現況写真、50 頁に字図、51 頁に航空写真を添付しています。

それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

全ての対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

1 6 番 1 番から 6 番について、対象地は写真でもわかるように、雑木が生えてどうにもならないようになっておりました。非農地として問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

3 番 7 番について、対象地は松島地区で地区担当の推進委員と農業委員会事務局職員で、現地確認をしています。11 ページの写真にあるように竹とか大木とか生えていて、林野化している状態です。非農地扱いとしても、特に問題はないようです。よろしくお願いします。

1 6 番 8 番の物件は、昔からヒノキが植わっていて、山と思っていたぐらいです。そして 9 番のほうも雑木が生い茂っており、問題ないと思います。10 番から 13 番は、先ほど事務局からの説明のとおり、以前太陽光パネルを設置するということだったので、非農地として、上がってきております。現在まで何年も耕作されておらず、雑木が生い茂っておりますので、非農地として問題ないと思います。よろしくお願いします。

1 4 番 14 番について、26 ページを見てください。この航空写真からいくと、北側の土地それと申請地、それから南側の土地、これはもう 10 年ぐらい前から荒れています。これ何で申請地だけの申し出となったのかなと思いました。荒れていることは間違いないです。

1 1 番 15 番から 20 番について、申請者と地元の推進委員と 3 名で現地を見て回りました。地図の 28 ページですけど、17、18、19 番の 3 筆に

つきましては、山の中でどこにその地番があるのかわからない状況でした。ほかの3筆につきましても、3名で見て回った限りでは、ほとんど林野化しており、問題ないと判断しました。以上です。

17番 21番から24番について、地区担当の推進委員さん2人と一緒に3人で、現地確認をしました。21番は、半島のようになっているのですが、ちょっとここは畑には無理だろうというふうなことで、確認をしてみいました。それから、22番と23番ですが、もう道はありません。それで荒れ果てて、ここも畑にするにはちょっと無理というふうなことで、判断をしてみいました。24番は以前は水田で、ずぶずぶしていて作る人もいないし、もうこういうふうな状況です。写真では、あまり大きな木は生えてないのですが、田に戻すこともちょっとできないなということから、申請どおりに非農地でいいのではと、3人で確認をしてみいました。以上です

5番 25番について、先日地区担当の推進委員さんと所有者の奥さんと現地を見ました。ここは上からよく見えるところです。小さな谷になっているところで、赤道もあったそうなんですけど、今ではそこを通る人もいないし、面積も狭いので、利用する価値があまりないような感じです。非農地にすることに問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 ただ今、議案第30号の1番から25番について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第30号「非農地通知の対象とするものの決定について」の通常分の1番から25番について非農地通知の対象とするものに決定いたします。

議長 次に議案第30号「非農地通知の対象とするものの決定について」の同意書分を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 「同意書分」について、説明します。資料52頁から61頁をお願いします。今回、申請者の方は4件、11筆、9,216㎡となります。住所

や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。今回の分につきましては、農地利用状況調査においてB分類の判定をしている農地を対象とし、市内の土地所有者の方に送付しています。今回返答された分のうち、5月9日から6月1日までに非農地として同意をいただいた物件について、非農地通知の対象地として、議案として計上している状況です。

説明に入ります。物件1番から9番の9筆は大瀬戸町の物件で、資料は53頁から59頁までです。申請者は西海町・大瀬戸町にお住まいの方々となっています。

53頁に航空写真の配置図所在図を添付しました。配置図番号の横の丸囲み数が対象の頁となります。54頁、55頁に航空写真配置図、56頁から59頁に対象地の航空写真を添付しています。申請対象地の番号と地図等の「番号」例えば52頁の「1番」の地図等、「多以良内1」と、53頁の西海市管内図の赤枠「配置図1」と54頁の「非農地大瀬戸多以良 航空写真配置図1」56頁「大瀬戸町多以良内郷 外郷1」の航空写真の中の「No. 1」と「番号」は議案書の申請地の番号と申請地番を黄色で表記し、対象地を赤枠で囲んでいます。議案書の地図等の「多以良内1」は航空写真のタイトルと連動しています。

物件10番と11番の2筆は崎戸町蠣浦郷の物件で資料は53頁と60頁と61頁となります。申請者は崎戸町蠣浦郷にお住まいの方です。

53頁に航空写真の配置図所在図を添付しました。配置図番号の横の丸囲み数が対象の頁となります。60頁に航空写真配置図、61頁に対象地の航空写真を添付しています。

利用状況調査、航空写真等で判断するところ雑木等が茂り原野化及び山林化しており、特に支障はないという判断をいたしました。

全ての対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

当月分の累計として52頁の下段に計36筆、34,446.06㎡と表示をしています。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第11号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分の1番から11番について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。
 《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 30 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分の 1 番から 11 番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上で議案審議は終了しました。

議 長 次に報告事項に入ります。

議 長 転用許可不要案件届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告事項の説明を行います。資料は 62 頁をお願いします。令和 2 年 6 月受付、農地転用不要許可案件届出についての 1 番を説明いたします。西彼町小迎郷における農地転用許可不要案件届出となります。目的は防除水槽、資材置き場、駐車場の整備で事後報告分となります。自身の経営する農業用の防除用水槽 $6.0\text{m} \times 3.5\text{m} \times 2.0\text{m} = 42.0\text{t}$ 及び農業用資材置き場、車両駐車場として、使用するものとなっています。申請地は西彼町小迎郷字深江の畑、1 筆の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。申請地の面積 707m^2 のうち 198m^2 を農業用施設用地として申請しています。工期は平成 5 年 6 月 1 日から同年 7 月 31 日となっており事後報告案件となっています。

関係資料は 63 頁から 69 頁までで、63 頁に位置図、64 頁に付近近況図、65 頁に現況写真、66 頁に字図、67 頁に航空写真、68 頁に被害防除計画書、69 頁に土地利用計画図（工事概要）を添付しています。68 頁に戻り、申請地の造成内容ですが、盛土を行う最高 2.5m、最低 0.5 m。被害防除措置として、擁壁を設ける。防護柵を設ける。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、近隣農地への通路を確保する。被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として、隣接の農地は南側に位置しており、日照、通風等影響を及ぼす恐れがない。排水計画ですが雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は、なしとなっています。

次に、2 番を説明します。資料の 70 頁ページをお願いします。令和 2 年 6 月の農地転用許可不要案件届出になりますが、西彼町小迎郷における排水溝の設置の分となります。申請地は西彼町小迎郷字瀬戸坊頭の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。畑 2 筆 13.41m^2 を敷地として、耕作地へ雨水流れ込み防止のため、側溝を設置する内容となっています。

関係資料は 71 頁から 75 頁までで、71 頁に位置図、72 頁に付近近況図、73 頁に現況写真、字図を添付しています。74 頁に被害防除計画書、75 頁に土地利用計画図、排水経路図を添付しています。74 頁にもどり申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置

として、土留め工事をする。被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として、土留・側溝工事を行うために、周囲に土砂の流出がない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置・理由として、側溝を設置するための工事であるため周囲の日照・通風・耕作に影響を及ぼす恐れはない。排水計画ですが、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は、なしとなっています。工期は令和2年3月1日から9月30日までで、1月と3月に届出を行った工事の範囲から側溝部分のはみ出して施工していることが判明したため、改めて測量を行い分筆登記した結果、増加分について届け出を行っています。事務局からの説明は以上です。

議長 　　ただ今、転用許可不要案件届出について説明がありました。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 　　農地の転用事実に関する照会について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　　資料76頁の農地の転用事実の照会について説明します。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて、大瀬戸町瀬戸西濱郷字石割田の畑2筆、計907㎡について照会があり令和2年6月3日農業委員、農地利用最適化推進委員の立会いの下、現地調査を行い、6月4日に非農地である旨回答を行いましたので報告するものです。

添付資料として77頁に位置図、78頁に付近近況図、79頁に申請地の現況写真、80頁に字図を添付しております。81頁に申請地の分筆予定図、82頁に航空写真を添付しております。申請の通り非農地として回答いたしました。事務局からの説明は以上です。

議長 　　ただ今、農地の転用事実に関する照会について説明がありました。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 　　「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」及び「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　　本日配布しました「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」及び「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について説明を行います。

農業委員会事務の実施状況等の公表については、農業委員会法第 37 条及び同法施行規則第 15 条第 1 項、並びに「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づき、内容を公表しているものです。本年も 6 月末の公表を目指し、本日配布した内容にて準備を行っているところです。ご一読いただき内容に補完等ありましたら 29 日までにご連絡をお願いします。

議 長 　　ただ今説明があった件について、皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、ただ今報告があったとおりご承知おきください。

議 長 　　以上で全ての審議は終了しました。
皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 　　ないようでしたら、西海市農業委員会第 6 回総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

令和2年6月25日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人